

定期監査の結果の公表について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成26年7月28日

八尾市監査委員	田 中	清
同	八 百	康 子
同	杉 本	春 夫
同	小 林	貢

記

- 1 定期監査
政策企画部(秘書課、政策推進課、行政改革課)
- 2 監査の結果
別紙のとおり
- 3 問合せ先
八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896 (直通)
- 4 その他
監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 田中誠太様
八尾市議会議長 平田正司様

八尾市監査委員	田中清
同	八百康子
同	杉本春夫
同	小林貢

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施期間

平成26年4月3日から平成26年7月9日まで

2 監査の対象部局

政策企画部(秘書課、政策推進課、行政改革課)

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等

監査の範囲 平成25年度の事務事業

(必要に応じて関係する年度の事務事業も対象とした)

4 監査の目的及び着眼点

財務事務等が関係法令に従って適切、かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。なお、指摘事項については、部内で共通する事務も多いと考えられることから、指摘を受けた課だけでなく部内共通の課題として認識し、改善に取り組まれることを望むものである。

なお、議会選出の監査委員については、平成26年5月21日以前は田中裕子、西田尚美両氏が監査を執行したことを申し添える。

【政策企画部 共通事項】

以下の指摘事項については、各課に共通する事務として部局全体で改めて関係諸規程について認識を深め、今後、適正な事務処理を行うこと。

1 文書事務について

- (1) 伺書において、公文書控えとして不適切な文書の添付や起案日、決裁日等が不適切であるもの等、八尾市文書取扱規程及び八尾市情報公開条例に定められた事務処理が行われていないものが見受けられた。

伺書は、行政事務の決定根拠となる重要なものであるため、関係諸規程に基づき適正な事務処理を行うこと。

- ・ 伺書に添付されている文案をそのまま送付文の控えとして公印控や契印が押印されているもの。【政策推進課】

- ・ 伺書の情報公開区分において、非公開とすべき法人印影部分を公開としているもの。

【政策推進課】

- ・ 申請承認の伺書において、申請日の前に起案されているもの。【政策推進課】

- ・ 伺書の施行日等が記入されておらず、決裁日が鉛筆書きのもの。【秘書課】

- (2) 收受文書の取扱いについて、申請書に文書番号の記載がないものや日付の記載誤り等、八尾市文書取扱規程に定められた事務処理が行われていないものが見受けられた。

文書事務は事務処理の基本であり、文書の紛失や処理の遅延を防止する観点から、正確、迅速かつ丁寧な処理及び管理が必要であることを認識し、適正な事務処理を行うこと。

- ・ 賞状下付に係る申請書において、文書番号の記載がないもの。【秘書課】

- ・ 文書処理簿において、日付の記載が誤っているもの。【秘書課】

2 契約事務について

業務委託に係る伺書において、業者選定に係る必要書類の不備や、随意契約理由等の記載内容に不適切なものが見受けられた。

契約の透明性、公平性の観点から、八尾市財務規則等の規定を遵守するとともに、募集要項等に基づいた適正な事務処理を行うこと。

- ・ 業務委託事業者の選定において、応募要領に定める提出書類に不備があるもの。

【政策推進課】

- ・ 業務委託契約の伺書において、随意契約理由の記載が不適切なものや契約保証金を免除する根拠となる類似業務実績調書の記載に不備があるもの。【政策推進課】

- ・ 業務委託契約に係る仕様書において、提出を義務付けている業務計画書等が提出されていないもの。【政策推進課】

3 出張旅費について

職員の管外出張旅費は、原則、急を要する出張など出発までに旅費の請求が間に合わなかった場合を除き、事前に概算払いにより定例振込日に支払うこととなっているが、事後に支出命令処理を行っているものが見受けられた。

また、支払日を定例振込日ではなく、任意の日付を指定している事例が多く見受けられた。

職員の個人負担の軽減や会計事務の効率的な運用の観点からも、統一的に定められている事務処理に改めること。

- ・ 概算払による管外出張旅費の支出命令処理において、ほとんどが定例振込日ではない支払日を指定しているもの。【政策推進課】

- ・ 管外出張旅費の支出命令処理において、確定（事後）払で処理しているもの。【行政改革課】